

議案第 48 号

専決処分につき承認を求めることについて

平成21年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第1回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年5月29日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年6月10日提出

生駒市長 山下 真

専第 7 号

専 決 処 分 書

平成 21 年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第 1 回）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 21 年 5 月 29 日

生駒市長 山下 真

平成 21 年度生駒市老人保健特別会計補正予算（第 1 回）

平成 21 年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,905 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,293 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		9,706	1,023	10,729
	1 支払基金交付金	9,706	1,023	10,729
2 国庫支出金		5,228	1,579	6,807
	1 国庫負担金	5,228	1,579	6,807
3 県支出金		1,307	303	1,610
	1 県負担金	1,307	303	1,610
歳 入 合 計		21,388	2,905	24,293

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 前年度繰上充用金		0	2,905	2,905
	1 前年度繰上充用金	0	2,905	2,905
歳 出 合 計		21,388	2,905	24,293

歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(款) 1 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 医療費交付金	9,586	969	10,555	1 医療費交付金	969	
2 審査支払手数料交付金	120	54	174	1 審査支払手数料交付金	54	
計	9,706	1,023	10,729			

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 医療費負担金	5,228	1,579	6,807	1 医療費負担金	1,579	
計	5,228	1,579	6,807			

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県負担金	1,307	303	1,610	1 県負担金	303	
計	1,307	303	1,610			

歳 出

(款) 5 前年度繰上充用金

(項) 1 前年度繰上充用金

[単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 前年度繰上充 用金	0	2,905	2,905	1,882 (国負) 1,579 (県負) 303		1,023 (基) 1,023		22 補償補填及び 賠償金	2,905	前年度繰上充用金
計	0	2,905	2,905	1,882		1,023				